

共済時報

2026
SPRING NO.259

徳島県市町村職員共済組合
<http://www.tokushima-kyosai.jp/>



写真:水芭蕉

CONTENTS

組合員になられた皆様へ 共済組合制度のご案内	2	「組合員専用ページ」から利用できるサイトのご案内	16
令和8年度 事業計画と予算のあらまし	3	見直そう!こうしよう!医療費節約のための正しい医療のかかり方	17
被扶養者の認定取消や継続認定の手続きをお忘れなく	6	住宅の新築・改築・修理・購入(敷地含む)費用には 共済組合の住宅貸付をご利用ください!	18
被扶養者に係る資格調査にご協力を!	7	新しく組合員になられた皆様へ 将来に備えて、共済貯金に加入しませんか?	19
マイナポータルでの「記号・番号」の確認方法について	8	令和8年3月31日現在の「共済貯金残高通知書」を送付します	21
マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証 マイナ保険証をお持ちでない方は資格確認書 で毎回受付をお願いします	9	令和7年度「共済ファミリー保険」配当金について/ 共済組合職員採用試験を実施します	22
年金早わかりガイド 公的年金制度のしくみ	10	クロスワードクイズ	23
年金NEWS	12	ホテル千秋閣からのご案内/レストラン聚楽割引券	24
組合会ニュース	13		
令和8年度 保健事業の概要	14		

共済組合は組合員の皆様とそこご家族が安心して生活できるように、次に掲げる事業を行っており、組合員の皆様とご家族の暮らしや健康を支えています。

なお、非常勤職員等の方は、日本年金機構の厚生年金が適用される短期組合員となり、短期給付事業と福祉事業が適用されます。

組合員になると

①掛金・保険料を納めます。

共済組合の事業に必要な費用は、主に組合員個人が負担する掛金(保険料)と勤務先(地方公共団体等)が負担する負担金によって成り立っており、毎月の給料と期末手当等から控除されます。

<掛金(保険料)は標準報酬の月額等に基づき算定されます>

標準報酬月額(標準期末手当等額) × 掛金(保険料)率 ⇒掛金(保険料)率は、3ページに掲載しています。

②各種給付や事業が受けられます。

共済組合では大きく分けて3つの事業を行っています。

短期給付事業

組合員とその被扶養者の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害などに対して、必要な給付を行っています。

長期給付事業

組合員の老齢・退職・障害・死亡に対しての年金給付や年金相談を行っています。
※年金の決定・支払いは、全国市町村職員共済組合連合会が一元的に行っています。また、非常勤職員等の方は年金事務所へお問い合わせください。

福祉事業

- ◆**保健事業** データヘルス計画に基づき、人間ドックや各種検診の助成、健康に関するセミナーを開催し、皆様が健康で過ごすことができるような事業を行っています。(詳しくは、14~15ページ)
- ◆**貯金事業** 組合員の皆様からお預かりした資金を安全かつ効率的に運用し、有利な利息のお支払いをしています。(詳しくは、19ページ)
- ◆**貸付事業** 組合員の臨時の支出や住宅等の取得のために必要な資金の貸付けを行っています。
- ◆**物資事業** 生活必需物資の供給及び当該物資の購入費用の立替え貸付等を行っています。
- ◆**宿泊事業** 組合員の施設として「ホテル千秋閣」の運営を行っています。

各事業の詳細は当組合ホームページでご確認いただけます。

<http://www.tokushima-kyosai.jp>

徳島県市町村職員共済組合

検索



医療機関等の受診について

組合員又は被扶養者になると、マイナンバー及び加入者情報を登録し、共済組合での資格情報を記載した「資格情報通知書」を交付します。資格情報通知書の交付後、マイナ保険証で医療機関等の受診が可能となります。(資格情報は、マイナポータルでも確認可能です。)

また、マイナ保険証を保有していない方には、「資格確認書」を交付しますので、医療機関等の受診の際に提示してください。

令和8年度

事業計画と予算のあらまし

2月27日開催の組合会において、令和8年度事業計画及び予算が議決されましたので、その概要についてお知らせします。

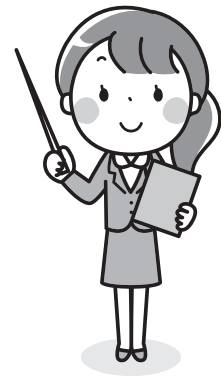
令和8年度予算の主なポイント

- 短期掛金率の引き下げ **51.53%** → **50.05%**
- 介護掛金率の引き下げ **8.11%** → **7.83%**
- 子ども・子育て支援掛金の新設 **1.15%**

総括

◆組合の概要

所属所数	8市、15町、1村、30一部事務組合等 計54所属所	
組合員数	一般組合員 (うち特別職)	8,510人 (64人)
	短期組合員	3,128人
	市町村長組合員	22人
	特定消防組合員	1,063人
	長期組合員	6人
	後期高齢者等短期組合員	64人
	市町村長長期組合員	2人
	船員短期組合員	7人
	任意継続組合員	302人
	合計	13,104人
被扶養者数	8,350人(扶養率:0.64)	
平均標準報酬の月額	短期 346,005円	長期 384,853円



◆掛金率・組合員保険料率

(単位:%)

区分	短期給付掛金率	介護保険掛金率	子ども・子育て支援掛金率	厚生年金保険料率	退職等年金掛金率	福祉事業掛金率
一般組合員(一般職)	50.05	7.83	1.15	91.50	7.50	2.30
一般組合員(特別職)						
市町村長組合員						
特定消防組合員						
短期組合員				—	—	
長期組合員	2.32	—	—	—	7.50	—
後期高齢者等短期組合員						
市町村長長期組合員						
船員短期組合員	48.25	7.83	1.15	—	—	2.30
任意継続組合員	100.10	15.66	2.3	—	—	—

※介護保険は、40歳以上65歳未満の組合員が対象となります。※厚生年金保険は、70歳未満の組合員が対象となります。

短期経理

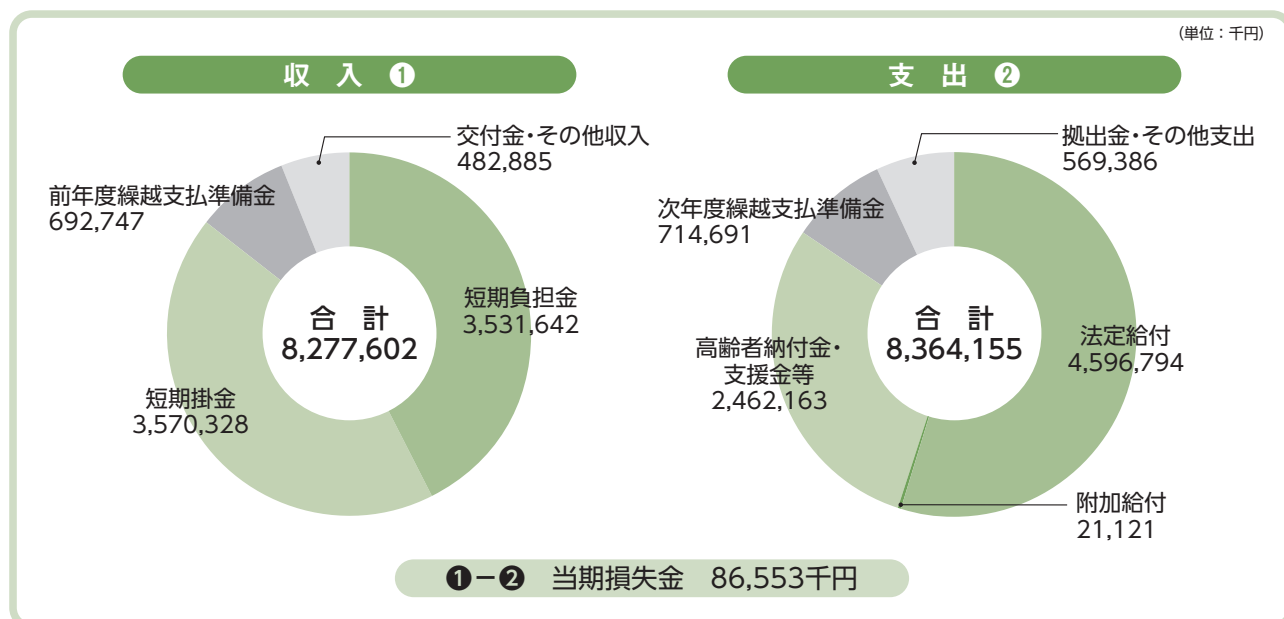
- 短期掛金率 引き下げ↓
- 介護掛金率 引き下げ↓
- 子ども・子育て支援掛金 【新設】

この経理は、組合員及び被扶養者の病気やケガのほか、出産、休業、死亡、災害などに対するの給付及び介護保険の保険料の収納を行う経理です。

短期経理の予算は、当組合組合会議員で構成される短期給付事業対策委員会で検討した結果、本年度の財源率を103.06%から100.10%(掛金率50.05%)に引き下げることとなりました。その結果、収支差引約8,655万円の当期損失金を見込んでおります。また、今後も医療技術の高度化や薬剤費の高騰、診療報酬の引き上げによる給付額の増加も見込まれることから、厳しい財政状況となっております。

このような状況のもと、共済組合では、組合員の皆様からお預かりした貴重な財源(掛金等)を大切に使うため、データヘルス計画に基づく保健事業を展開し、短期経理の財政安定化に努めていきますので、組合員の皆様には、人間ドックの結果を日々の健康管理に活かしていただき、ジェネリック医薬品を積極的に活用するなど、医療費増嵩抑止へのご協力をお願いします。

短期給付に係る収支見込みは、次のとおりです。



介護保険について、共済組合は介護保険法第150条の規定に基づき、組合員(40歳以上65歳未満)から介護保険料を徴収し、納付することが義務付けられています。

財政状況については、単年度における収支が均衡に保たれるように財源率を設定したところ、掛金率を前年度より0.28%引き下げ7.83%とし、収支差引約1,191万円の当期損失金を見込んでいます。

子ども・子育て支援金制度に係る個人負担の徴収が本年4月から開始されます。(制度内容は、挟み込みパンフレットをご覧ください。)[子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律](令和6年法律第47号)により医療保険者が被保険者から徴収し、国へ納付することとなっていることに基づき、新たに「子ども・子育て支援掛金率」を1.15%に設定し、収支差引約2,106万円の当期利益金を見込んでいます。

厚生年金保険経理

この経理は、被用者年金制度の一元化により、公的年金としての1～2階部分に相当する給付に係る組合員保険料・負担金を所属所から徴収し、全国市町村職員共済組合連合会(以下「全国連合会」という。)へ納付することのみを行う経理です。

この経理における保険料率は、厚生年金保険法において一律の率に定められており、現在は183%(組合員保険料率91.5%)となっています。

経過的長期経理

この経理は、被用者年金制度の一元化以前に裁定された、公務上の障害・遺族共済年金等の給付に係る負担金を所属所から徴収し、全国連合会へ納付することのみを行う経理となっています。

退職等年金経理

この経理は、被用者年金制度の一元化により、公的年金としての3階部分(職域年金)の廃止に伴い、新たに創設された退職等年金給付(年金払い退職給付)に係る掛金・負担金を所属所から徴収し、全国連合会へ納付することのみを行う経理です。現在の掛金率は7.5%となっています。

退職等年金預託金管理経理

この経理は、全国連合会の退職等年金経理から資金の預託を受けて、組合内部の他経理への貸付けを行うことを目的としています。本年度末の資産の構成見込みは、次のとおりです。

資産区分	金額(千円)	割合(%)
預金	11,125	3.54
貸付経理へ貸付金	303,000	96.45
その他	14	0.01
合計	314,139	100.00

業務経理

この経理は、短期給付事業及び長期給付事業の事務に要する費用(人件費、その他諸経費)を賄うための経理です。この経理の財源は、地方公共団体負担金及び短期経理からの繰入金及び全国連合会からの交付金です。

なお、組合員(短期組合員を除く)1人当たりの事務費は、14,223円となり、収支においては約242万円の当期利益金を見込んでいます。

保健経理

●福祉(保健)掛金率 据え置き 2.30%

この経理は、組合員と被扶養者の健康相談、健康診査等の健康保持増進を目的とした保健事業や特定健診・特定保健指導を行う経理です。組合員及び被扶養者が受検する「人間ドック助成費用」が主な支出となっています。

この経理の本年度における収支見込みは、約1,417万円の当期損失金を計上する予算となっています。

本年度の各種保健事業に係る事業計画及び予算は14~15ページのとおりで、人間ドック助成事業を中心に、各種検診事業、メンタルヘルス対策事業の強化及び健康保持増進に資する事業を計画しています。

貯金経理

●年利率1.1%で組合員の皆様に還元

この経理は、組合員から財産形成と将来の生活設計を目的として預け入れされた資金を安全かつ効率的に運用し、その運用益を貯金者に支払利率として還元する貯金事業を行う経理です。

本年度は、収支差引約139万円の当期利益金を見

込む予算となっており、年度末における資産総額は、約470億9,943万円、運用利回りは、年1.18%を予定しています。

皆様の将来に備えた資産づくりに、共済貯金をぜひご利用ください。(19ページ参照)

貸付経理

●組合員貸付金総額 約7億9,790万円

この経理は、組合員の住宅の取得や教育及び物品購入などの臨時的支出に対して、必要な資金を低利で貸付けする貸付事業を行う経理です。

貸付の種類は、普通・住宅・災害・特別(医療・入学・修学・結婚・葬祭)など資金の用途に応じて分かれています。

組合員貸付金残高は減少傾向にあり、今年度末は約7億9,790万円となる見込みです。これに伴い、貸付金利息も減少することから、収支差引約618万

円の当期損失金を見込む予算となっています。

現行の貸付利率(変動利率)は、次のとおりです。

種別	貸付利率(年利)
住宅貸付・普通貸付・特別貸付(※)	1.26%
災害貸付・災害再貸付	0.93%
在宅介護対応住宅貸付	1.00%
高額医療貸付・出産貸付	無利息

※特別貸付=医療貸付・入学貸付・修学貸付・結婚貸付・葬祭貸付

物資経理

この経理は、組合員の方々の生活必要物資を低廉な価格で供給し、生活向上に役立てていただくため、物資斡旋立替及び共済ファミリー保険・がん保険・団体信用生命保険等の各種保険の取り扱いなどの事業を行う経理です。

なお、本年度の収支は、約138万円の当期利益金を見込んでいます。

宿泊経理

この経理は、当組合の施設である自治会館の管理及び宿泊施設「ホテル千秋閣」の運営を行う経理です。

ホテル千秋閣は、組合員の皆様のための施設であることはもとより、県内外の様々な利用者のニーズに応じたサービスの向上に努めています。宿泊、会議、レストラン利用の際は、是非ご用命ください。

事業計画及び予算書は、組合公報にて各所属所長あてに送付していますので、ご覧ください。

(掲示場所等は、共済組合事務担当課にご照会ください。)

被扶養者の認定取消や 継続認定の手続きをお忘れなく

新年度となるこの時期は、被扶養者の方が、卒業、進学、就職されるなどの異動が発生します。例えば、就職して新しく別の健康保険に加入したにもかかわらず、当組合の資格により医療機関等で資格外受診をしてしまうと、医療費全額を一度返還していただくなどの手続きが生じてしまいます。

また、医療機関等によるオンライン資格確認^{*}が運用されており、当組合には組合員や被扶養者の最新の資格情報を管理することが求められています。


被扶養者としての認定要件を備えなくなったときは、速やかに認定取消の手続きをお願いします。

^{*}医療機関や薬局を受診する際、医療機関側が患者の被保険者資格をマイナンバーカードを利用し、オンラインで確認すること。

次のような場合は、認定取消の手続きが必要です

チェック!

- 被扶養者が就職した(他の健康保険に加入している)
- 被扶養者の収入が収入基準額を超えている
- 別居の被扶養者への仕送り額が不足している
- 仕送りが毎月定期的に行われていない

check 

被扶養者の収入状況に注意してください!

被扶養者の収入が基準額を超過した場合は速やかに認定取消の手続きをお願いします。

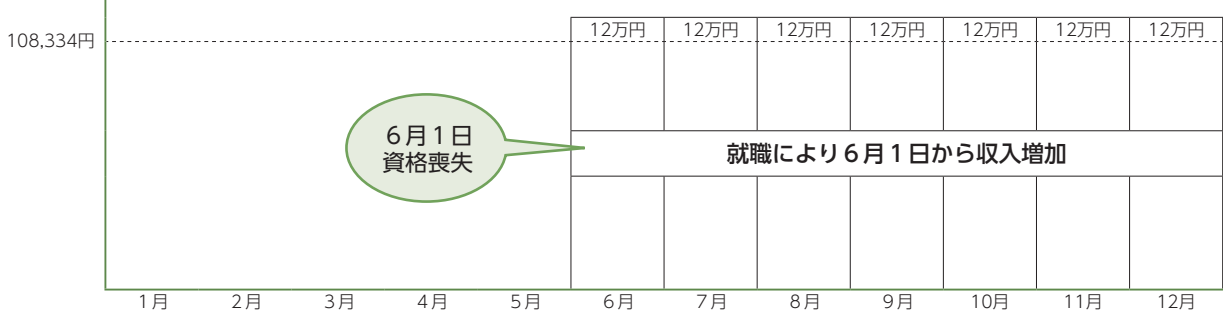
扶養者の認定における収入は所得税法の取扱いとは異なり、収入を得ることとなった日から将来に向かって1年間に換算した額です。暦年【1月～12月】や年度【4月～翌年3月】の1年間ではありませんのでご注意ください。

区分	収入基準額		
	年額	月額	日額
60歳以上	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満
公的年金等のうち障害を支給事由とする受給要件に該当する程度の障害を有する者	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満
19歳以上23歳未満の者(組合員の配偶者を除きます。)	150万円未満	125,000円未満	4,167円未満
60歳未満	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満

《収入の増加による被扶養者の資格喪失の事例》

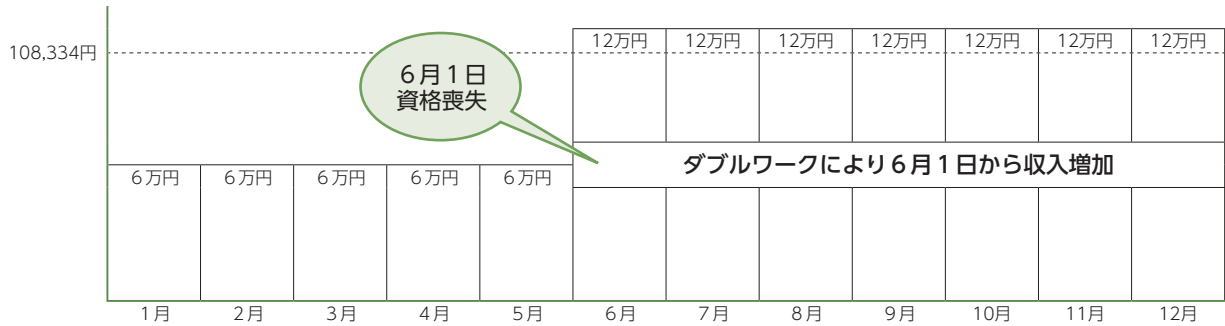
① 就職により収入が増える場合

就職が決まり、基準額以上の収入が見込まれる場合、就職日に資格喪失します。



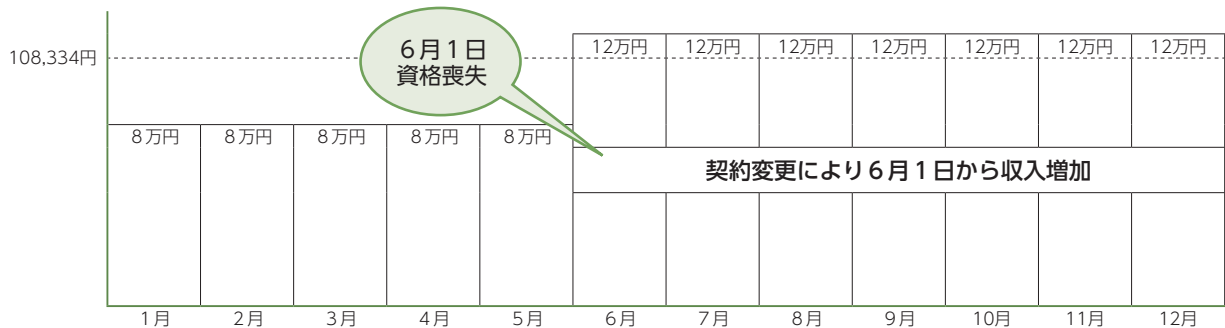
② 複数の場所で勤務することにより収入が増える場合

新たに別の勤務先で働きはじめ、2ヵ所から収入を得ることとなり、基準額以上の収入が見込まれる場合、新たな勤務先の就職日に資格喪失します。



③ 雇用契約の変更により収入が増える場合

当初は、年収130万円未満で働く予定だったが、雇用契約が変更され、月収で換算すると108,334円を超える見込となる場合、資格喪失します。



日頃から被扶養者の収入状況を把握していただきますようお願いします。

被扶養者に係る資格調査にご協力を!

当組合では、毎年この時期に被扶養者に係る資格調査を実施しています。

共済組合事務担当課(担当者)から調査のため書類の提出等の依頼があった方は、お手数ですが被扶養者認定の適正化を図るため、手続き等にご協力をお願いします。

調査対象者 > **本年3月31日現在満18歳以上の被扶養者全員**
(注 満年齢は、誕生日の前日に当該年齢に到達します。)

ア 手続き不要の被扶養者

3月まで扶養手当対象者であり、共済組合事務担当課で調査を行った結果、4月以降も引き続き扶養手当の支給対象者である方は、手続き不要です。

イ 被扶養者資格に有効期限のある被扶養者

有効期限までに認定取消又は継続認定のいずれかの手続きをお願いします。

*有効期限は、手続きを要する時期の目安であり、実際に認定を取消する日は、取消事由に該当した日に遡ります。

ウ 上記ア及びイ以外の被扶養者

継続認定又は認定取消のいずれかの手続きが必要ですので、お済みでない方は速やかに手続きをお願いします。



ご不明な点がございましたら、
共済組合事務担当課(担当者)又は共済組合資格調定係(TEL088-621-3505)まで照会してください。

マイナポータルでの「記号・番号」の確認方法について

「記号・番号」は、共済組合にとって個人を識別するための重要な役割を担っており、各種手続きには、この「記号・番号」が必要なものとなります。

マイナ保険証が利用できる方は、マイナポータルで記号・番号が確認できます。

スマートフォンの場合 マイナポータルアプリを起動させます。(Android版・iPhone版)

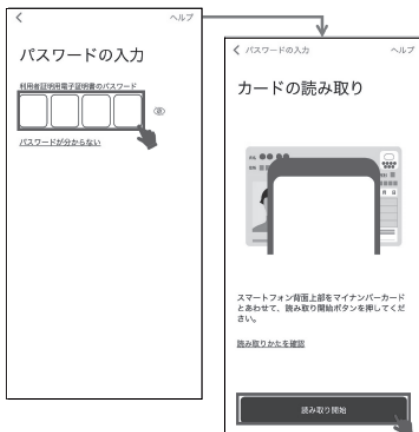
1 マイナポータルにログイン



3 健康保険証をクリック



2 パスワードの入力、マイナンバーカードの読み取り



4 「資格情報」を確認してください！



組合員の「記号・番号」です。

加入している健康保険の名称です。

- ①「マイナポータルでマイナ保険証(医療保険)の資格情報を確認・取得する方法」(デジタル庁) (<https://digital-gov.note.jp/n/nc062fa9cb623>)
- ②「マイナポータル 操作マニュアル」(デジタル庁) (<https://img.myna.go.jp/manual/sitemap.html>) を加工して作成

参考

マイナンバーカードを作成していない・健康保険証として利用できるよう登録していない方は、こちらで確認してください。
 マイナンバーカードの健康保険証利用方法 厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html



マイナ保険証をお持ちの方は

マイナ保険証

マイナ保険証をお持ちでない方は

資格確認書

で毎回受付をお願いします

マイナ保険証



マイナンバーカードを
顔認証付きカードリーダーに
置いてください

スマートフォンの場合

何らかの事情で、
マイナ保険証での受付が
出来ない場合



顔認証付きカードリーダーの
「スマートフォンを利用」などと記載された
ボタンを選択してください

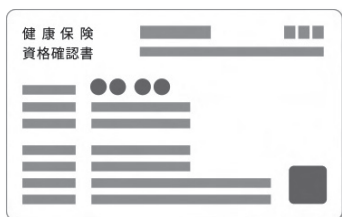
※事前にマイナンバーカードをスマホに追加してください

マイナ保険証ならではのメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる！
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる！
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される！



資格確認書



これまでと同様に
受付にてご提示ください

※保険者によって様式・発行形態が異なります

公的年金制度のしくみ



公的年金制度とは、被保険者の老齢・障害・死亡に対して年金給付等を行うしくみで、みんなで暮らしを支え合う社会保険制度の一つです。

現在の公的年金制度は、全国民を対象とした「国民年金」、民間企業に勤めている方や公務員、私立学校の教職員を対象とした「厚生年金」の2種類があります。

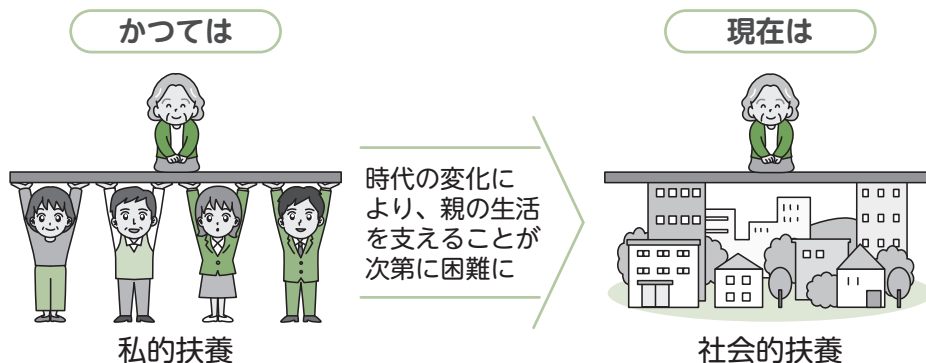
また、共済組合独自の年金として「退職等年金給付」があり、地方公務員としては3つの年金制度に加入します。

公的年金が整備されてきた背景

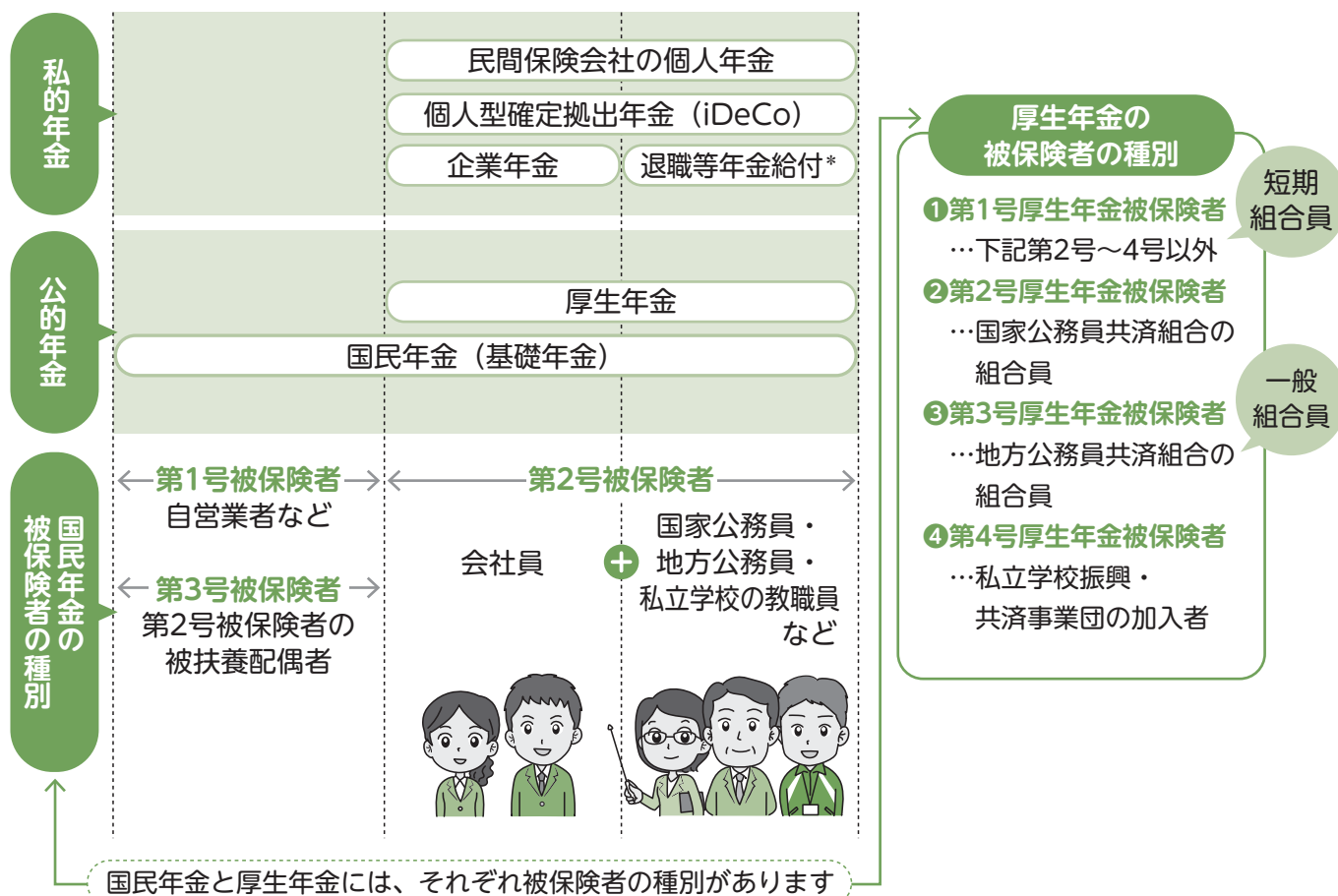
公的年金制度がなかったり、未成熟であった時代は、親と同居して家族で生活を支え（私的扶養）していました。

しかし、産業構造の変化や、少子化、核家族化などの影響により、私的扶養だけでは親の生活を支えることが次第に困難になってきました。

そこで、親の老後や、自分の老後を心配することなく安心して暮らせるように、社会全体で高齢者を支える現在の年金制度（社会的扶養）が形作られました。



公的年金制度の体系



*「退職等年金給付」は平成27年10月以降の組合員期間 (短期組合員期間は除く) について支給されます。なお平成27年9月30日以前の組合員期間については「経過的職域加算額」が支給されます。

年金の種類

年金といえば、老後のためのものと思われがちですが、万が一障害を負ってしまったときの年金や、家族を残して亡くなってしまったときの年金もあります。

	老齢年金	障害年金	遺族年金
給付事由	65歳になったとき	障害の状態になったとき	亡くなったとき
国民年金 (基礎年金)	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
厚生年金	老齢厚生年金	障害厚生年金 障害手当金	遺族厚生年金
退職等年金給付	退職年金	公務障害年金	公務遺族年金

※公務障害年金と公務遺族年金は公務による場合に支給されます。

記事提供: (株) 社会保険出版社

5月下旬～6月に年金払い退職給付の 給付算定基礎額残高通知書を送付します

年金払い退職給付(退職等年金給付)の退職年金は、1年以上引き続き組合員期間を有する方が退職し、65歳に達したとき、又は65歳に達した日以後に退職したときにお受け取りができる積立方式の年金制度です。

通知書イメージ

給付算定基礎額残高通知書				
(〇〇年4月～〇〇年3月)				
共済 太郎 様		(8642009999999) 単位円		
(入金)期月	①標準報酬月額	②付与額	③利息	④給付算定基礎額残高
前年度末	①	②	③	④ 730,241
4月	380,000	5,700	42	735,983
5月	380,000	5,700	43	741,726
6月	1 285,000	19,275	44	761,045
7月	380,000	5,700	44	766,789
8月	380,000	5,700	45	772,534
9月	410,000	6,150	45	778,279
10月	410,000	6,150	169	785,048
11月	410,000	6,150	171	791,369
12月	1 355,000	20,325	175	811,869
1月	410,000	6,150	177	818,196
2月	410,000	6,150	178	824,524
3月	410,000	6,150	179	830,853
※「標準報酬月額」欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。				
区 分	給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額	終身退職年金算定基礎額	
⑤ 前年度末	730,241			
⑥ 付与額累計	99,300			
⑦ 利息額	1,312			
⑧ 今回通知	830,853			
給付算定基礎額等合計	830,853			
⑨ 年金払い退職給付加入期間				〇年〇月
⑩ 付与率	〇〇年4月～〇〇年3月			1.500 %
	年 月～年 月			%
⑪ 基準利率(年率)	〇〇年4月～〇〇年9月			0.070 %
	〇〇年10月～〇〇年3月			0.260 %
作成日 年 月 日				

残高を確認
しましょう

[通知書に表示されている各項目の見方]

- ①標準報酬月額**
付与額の基礎となる標準報酬の額です。
期末手当等を受けている月は期末手当等の額が合算されています。
- ②付与額**
標準報酬月額に付与率を乗じた額です。
- ③利息**
前月までの給付算定基礎額残高と、当月の付与額に基準利率(1ヵ月単位に換算した率)を乗じた額です。
- ④給付算定基礎額残高**
付与額及び利息の合計額です。
- ⑤前年度末**
前回通知している残高の合計額です。
- ⑥付与額累計**
各月の付与額を累計した額です。
- ⑦利息額**
各月の利息を累計した額です。
- ⑧今回通知**
前年度末における付与額と利息を累計した額です。
- ⑨年金払い退職給付加入期間**
平成27年10月以降の組合員期間の年月数です。
- ⑩付与率**
付与額を算定するために標準報酬月額に乘じる額です。
- ⑪基準利率**
利息を求めるための率です。



年金払い退職給付(退職等年金給付)制度の概要や給付の計算方法等について詳しく知りたい方は、次の全国市町村職員共済組合連合会ホームページをご覧ください。

全国市町村職員共済組合連合会ホームページ ▶ <https://ssl.shichousonren.or.jp/>

年金払い退職給付に係る財政状況(令和6年度末)について

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに令和6年度末の「財政検証結果」を掲載しています。是非、ご覧ください。

<https://www.chikyoren.or.jp/> (地方公務員共済組合連合会トップページ)
トップページの「年金関連情報」→「年金財政関係」→「年金払い退職給付(退職等年金給付)」→「財政検証・財政再計算」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索

地方公務員共済組合連合会



令和8年度の年金額は 昨年度からプラス改定

年金額は、物価や賃金の上昇や下落に応じて、毎年度、増額や減額がされる仕組みになっています。本年1月23日に総務省から「令和7年平均の全国消費者物価指数」(生鮮食品を含む総合指数)が公表され、年金額改定に用いる「物価変動率」は対前年比3.2%の上昇、「名目手取り賃金変動率」は対前年度比2.1%の上昇となりました。

このことから、法律の規定により次の改定ルールが適用され、結果として令和8年度の厚生年金(報酬比例部分)の年金額は、2.0%の増額改定となります。

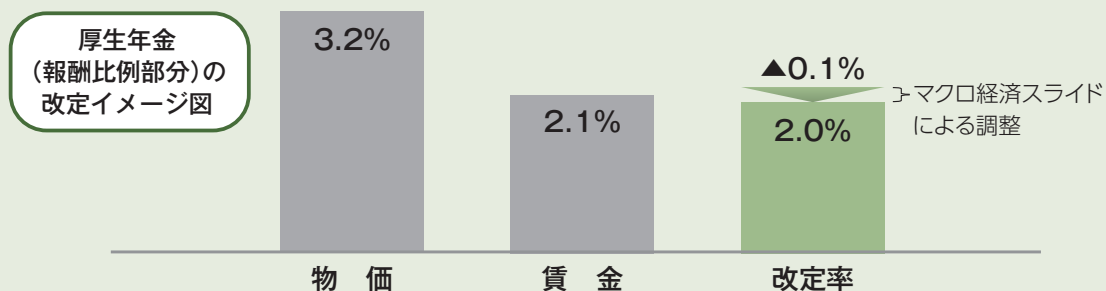
年金額の改定ルール

年金額は、物価変動率や名目手取り賃金変動率に応じて、毎年度改定を行うこととなっています。物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合、現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、年金額は名目手取り賃金変動率を用いて改定することが法律により定められています。



このため、令和8年度の年金額の改定は、名目手取り賃金変動率(2.1%)を用いて改定します。なお、マクロ経済スライドによる調整が行われることから、令和8年度の年金額の改定率は厚生年金(報酬比例部分)が2.0%(調整率▲0.1%)、国民年金(基礎年金)が1.9%(調整率▲0.2%)となります。

※厚生年金(報酬比例部分)の調整率は、次期財政検証年度まで1/3に緩やかにすることから、厚生年金(報酬比例部分)の調整率は▲0.1%となります。



厚生年金
(報酬比例部分)
の改定イメージ図

組合会ニュース

組合会の開催

2月27日(金)、ホテル千秋閣において組合会が開催されました。組合会には、市町村長側議員10名、職員側議員10名(委任状議員含む。)のご出席のもと、次の議案等について議決、承認されました。

- 議案第1号 令和7年度徳島縣市町村職員共済組合変更事業計画及び予算について
- 議案第2号 徳島縣市町村職員共済組合定款の一部変更について
- 議案第3号 徳島縣市町村職員共済組合運営規則の一部変更について
- 議案第4号 令和8年度徳島縣市町村職員共済組合事業計画及び予算について

なお、令和8年度予算の概要につきましては、3ページ～5ページをご覧ください。

令和8年度 | 保健事業の概要

事業名		予算額 (千円)	概 要	実施予定
健 診 事 業	人間ドック	292,540	日帰りドックA 助成	通年
	日帰りドックB 助成		組合員及び被扶養配偶者を対象とします。	
	1泊2日ドック 助成		組合員期間1年以上の組合員及びその被扶養配偶者を対象と します。	
	脳ドック助成		組合員期間1年以上の組合員及びその被扶養配偶者、かつ満 35歳以上の方を対象とします。	
	節目対象者助成		組合員期間1年以上の組合員及びその被扶養配偶者、かつ満 35歳以上の方を対象とします。	
	女性検診助成		年度中に満35歳,40歳,45歳,50歳,55歳,60歳,65歳となる組 合員を対象とします。 (1泊2日、脳ドック)	
郵送検診	がんリスク検査	3,520	肺がん・膵臓がん・胃がん・大腸がん・乳がん・口腔がん 満30歳～49歳の女性組合員、被扶養配偶者 満40歳～59歳の男性組合員、被扶養配偶者 (人間ドック受検者除く)	9月募集
保 健 関 係	生活習慣病対策事業	6,273	食生活指導 「あすけん」	通年
	ヤングメタボ改善 事業		摂取カロリー計算・食事記録にもとづく改善アドバイス・栄 養相談等が受けられる、インターネット食事改善プログラム 「あすけん」を提供します。 共済組合HP「 組合員専用ページ 」からログイン(16ページ 参照) 相談の回答はメールにて(平日のみ) ※スマートフォンからも利用できます。	
	禁煙支援 「禁煙キャンペーン」		喫煙者を対象に禁煙補助薬「ニコチネルパッチ」を使用した禁 煙キャンペーン事業を実施します。	
	歯科チェック		組合員を対象とした、歯周病の早期発見・疾病予防を目的に 郵送による歯周病リスク検査を実施します。	
	リーフレット配付		生活習慣病対策リーフレット(健康年齢通知)を配付します。	
	重症化予防対策		健診結果において、糖尿病・高血圧の要治療と判定されなが ら未受診のままになっている方に対し、重症化予防・合併症 予防のため、医療機関への受診勧奨を行います。	
メンタルヘルス対策事業	こころの相談室	1,500	組合員と被扶養者が直接カウンセラーにメンタルヘルス面談 相談(相談時間50分)ができる「こころの相談室」を開設しま す。年度中3回まで無料、4回目以降は1回につき、5,500 円(税込)が必要となります。※料金改定有り 【完全予約制】 予約申込時間・面談時間 月～金曜日(祝日は除く) AM9:00～PM4:00 電話087-816-8040 日本産業カウンセラー協会 四国支部香川事務所 (面談場所)徳島県徳島市昭和町3丁目35-1 徳島県労働福祉会館6階	通年
	メンタルヘルス 対策支援 (所属所への支援)		メンタルヘルス推進アドバイザーが、所属所のメンタルヘル ス対策等について助言・指導を行います。 (事前に共済組合とアドバイザーへの申請が必要となります。)	

事業名		予算額 (千円)	概要	実施予定
保健関係	その他	6,336	電話やインターネットにより、健康相談を開設します。 専用ダイヤル 0120-922-280 電話がつながりましたら、相談内容に応じて番号を押してください。 ファミリー健康相談(からだの電話健康相談)➡1番 メンタルヘルスカウンセリング(こころの電話健康相談)➡2~4番 ベストドクターズサービス(名医紹介サービス)➡5番電話 共済組合HP「 組合員専用ページ 」からログイン(16ページ参照)	通年
			健康ポイント事業	アプリを活用した健康ポイント事業を実施します。
	新規 健康アプリ Pep up	組合員の「健康年齢」を維持改善するためのヘルスケアプラットフォームを開設し、健康情報の提供や健康状態の見える化を行い、健康活動をサポートします。	10月~	
	家庭常備薬等斡旋	健康管理対策として、年2回家庭常備薬等を斡旋します。	7月、1月	
健康づくり関係	健康広場の開設	7,872	県内9カ所の健康増進施設に健康広場を開設します。 一般利用する際に「健康広場利用券」を提出すると、法人利用料金から更に安価で利用できます。(「健康広場利用券」は各施設窓口で交付されます。)	通年
	健康増進セミナー		組合員と被扶養者を対象に、生活習慣の改善と予防、健康寿命延伸を目的としたセミナーを開催します。	6月9日・10日
	ライフプランセミナー		30・40代を対象とした、経済・人生設計に関するセミナーや、退職予定者を対象とした、退職後の経済設計、生きがいの確保、健康づくり等を目的としたセミナーを開催します。	8月25日(30・40代) 8月26日~28日(退職)
	健康管理者研修会		健康管理者を対象に、職場における安全衛生や心身の健康管理対策、職員が活用しやすい相談体制づくり等を目的としたセミナーを開催します。	9月10日
医療費増高対策事業	女性セミナー	8,235	組合員と被扶養者(ともに女性)を対象に、健康づくりを目的としたセミナーを開催します。	11月11日・12日
	医療費の通知		医療費の状況や健康の大切さについて、理解と認識を深めていただくため「医療費通知書」を送付します。	年1回
	後発医薬品利用促進		後発医薬品の利用促進を図るため、後発医薬品に切り替えた場合の差額通知を送付します。 また、新規組合員(任意継続組合員を含む。)には後発医薬品についてのチラシを配付します。	年2回随時
	適正服薬への対策		多剤服用により副作用等の有害事象のリスクが高まる可能性がある方を対象に、適正処方に向けた通知を送付します。	年1回
	レセプト審査		レセプトの内容・点数・資格等について審査を行い、不正・重複等の防止を図ります。	通年
実態調査書等の作成	短期給付の財政状況、医療費の状況について調査分析し、医療費削減に向けた取組を行います。	—		
その他	ライフプランニング・サービス	—	生活設計に役立つサイト「ライフプランニング・サービス」を提供します。 ファイナンシャルプランナーによる個別相談も可能(予約制)です。 共済組合HP「 組合員専用ページ 」からログイン(16ページ参照)	通年

「組合員専用ページ」から利用できるサイトのご案内

スマートフォン・
アプリ利用OK

いつでも栄養相談「あすけん」

毎日の食事・運動を記録することで、自動的にカロリー計算し、それに基づいた健康アドバイスがもらえるインターネット食事改善プログラムです。

ひとりひとりの食事内容にあった専門的なアドバイスと、サイト上でいつでも管理栄養士に相談ができる「いつでも栄養相談」などが利用できます。



組合員専用ページからダウンロード(無料)

- ◎ 自動的にカロリー計算、管理栄養士の専門的なアドバイスを提供します。
- ◎ 日々の成果や傾向・推移を確認できます。
- ◎ 健康/ダイエット情報を提供します。



操作方法や機能について

- ◎ 二次元コードを読み取っていただくと、基本操作や便利機能についての動画が見られます。



気になる症状・こころの悩み・出産・育児・介護・ジェネリック医薬品など

電話健康相談

国家資格を持つ経験豊かな相談員がお答えします。

本人・
ご家族で

専用ダイヤル **0120-922-280**

電話がつながりましたら、相談内容に応じて番号を押してください。

ファミリー健康相談(からだの電話健康相談) ▶ 1番

メンタルヘルスカウンセリング(こころの電話健康相談) ▶ 2~4番

ベストドクターズサービス(名医紹介サービス) ▶ 5番

◆ 医療機関案内 ◆

年中無休
24時間

携帯電話も
OK!

通話料
相談料無料

プライバシー
厳守

我が家のライフプラン、生活設計は大丈夫? ライフプランニング・サービス

将来に向けた生活設計・資産形成実現のためのお手伝いをします。

● 利用料・相談無料 ● 年中無休・24時間受付

ライフプラン・シミュレーション

ツール操作に関するお問い合わせ(平日10~18時)

0120-271-115



組合員専用ページからログイン

● メールアドレス: ご自身で設定

● パスワード: lps12345(初期)

※ご自分のパスワードへ変更し利用開始

ファイナンシャルプランナー個別相談

相談予約(平日9~18時)

0120-228-726

こんなとき、お気軽にご相談ください。

● これからの収支をシミュレーションしたい

● 保険の見直し? お金の運用方法?

※パソコンからも予約できます。

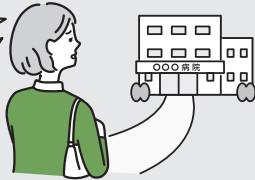
×見直そう！ ○こうしよう！

医療費節約のための正しい医療のかかり方

普段何げなく利用する医療機関ですが、受診の仕方一つで医療費の節約になったり、逆に損をしたりすることもある。いま一度、正しい医療のかかり方を見直してみましょう！

×見直そう！ いきなり大病院

「心配だから」といきなり大病院*に行くのはNG。待ち時間が長くなるだけでなく、紹介状がないと高額な特別の料金が加算されてしまうことも。



*一般病床数が200床以上ある地域医療支援病院や特定機能病院など。

！ 重複受診もやめましょう

重複受診とは、同じ時期に同じ症状で複数の医療機関を受診することをいいます。

× こんなデメリットが

- 受診料がかさんでしまう
- 検査や治療の重複で体にも負担がかかる

○こうしよう！ まずはかかりつけ医を受診

かかりつけ医とは、自身の既往歴や健康状態を継続的に把握してくれる医師のこと。気になる症状があれば、まずはかかりつけ医を受診することで、無駄な医療費や時間をかけなくて済みます。また、必要に応じて紹介状を書いてくれるので大病院の受診もスムーズになります。



いつも薬を調剤してもらい、かかりつけ薬局も忘れずに

○ かかりつけ薬局のメリット

- 薬歴や副作用歴を継続的に把握してくれる
- 複数の医療機関を受診した場合も、飲み合わせの有無などをまとめてチェックしてくれる



×見直そう！ 時間外受診

休日や夜間などの診療時間外は医療費が高く設定されているだけでなく、十分な診察や検査が受けられない可能性があります。



救急患者対応の妨げにも……！



○こうしよう！ 迷ったら電話で相談

休日や夜間に急に体調不良になり、医療機関を受診すべきか迷ったときは、まずは電話相談を活用しましょう。自治体ごとに設置されている救急相談ダイヤルなどを事前に調べておくと安心です。

子どもの症状は全国共通ダイヤル **#8000** をプッシュ！



×見直そう！ 何となくで新薬を選ぶ

使用感や味などを理由に、ジェネリック医薬品がある薬で新薬を選ぶと、通常の患者負担とは別に特別の料金がかかるので注意が必要です。

*医療上の必要性が認められる場合や、流通の問題でジェネリック医薬品の在庫がない場合などには、この料金はかかりません。

○こうしよう！ ジェネリック医薬品を使おう

○ ジェネリック医薬品のメリット

- 価格は新薬の2～5割程度
- 効果や安全性は新薬と同等
- 飲みやすさや、使用感などが改良されているものもある

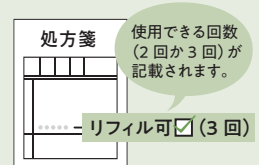


ご存じですか？

繰り返し使えるリフィル処方箋

リフィル処方箋とは、症状が安定している患者に対し、医師が決めた期間・回数内(3回を上限)で、繰り返し使えるように発行する処方箋のことです。回数内は再診を受けずに薬局で直接薬を受け取れるため、通院・診察にかかる時間や費用を節約できます。希望する方は、かかりつけ医に相談してみましょう。

*投薬量に制限のある医薬品(向精神薬や新薬)、湿布薬などは対象外です。
*医師の判断によりリフィル処方箋を発行できない場合があります。



記事提供: (株) 社会保険出版社

住宅の新築・改築・修理・購入(敷地含む)費用には 共済組合の住宅貸付をご利用ください!


新築で借入れ ▶ 数年後に改修で借入れ等 複数回の利用も可能です。

貸付利率
年1.26%
(月利0.105%)
(令和8年4月1日現在)

抵当権の設定
不要
だんしん等は
任意加入

全額繰上・
一部繰上(50万円以上)は
償還手数料不要
(振込手数料は自己負担)

借受資格	引き続き組合員期間が1年以上となった日から
償還方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元利均等償還 ・ボーナス併用償還(賞与償還額倍率方式) ・ボーナス併用償還(賞与償還元本分割方式) <small>※借入額に応じて、償還額と償還回数は決まっています。</small>
貸付金の送金日	毎月15日及び月末(12月は28日) <small>※土日祝日の場合は、前日の金融機関営業日。</small>
申込方法	共済組合事務担当課を通じてお申し込みください。



貸付限度額 ①か②のいずれか高い金額が限度額となります。

① 組合員期間に応じた月数×給料額

組合員期間	月数
1年以上 6年未満	7月
6年以上 11年未満	15月
11年以上 16年未満	22月
16年以上 20年未満	28月
20年以上 25年未満	43月
25年以上 30年未満	60月
30年以上	69月

※最高限度額 18,000,000円

② 組合員期間に応じた金額

組合員期間	貸付金額
1年以上 3年未満	1,000,000円
3年以上 7年未満	4,000,000円
7年以上 12年未満	7,000,000円
12年以上 17年未満	9,000,000円
17年以上	11,000,000円

他の金融機関の住宅ローンを、共済組合の住宅貸付で借り換えることはできません!

【償還額の例】

ボーナス併用償還(4月開始)の場合

借入額	償還回数	毎月給与より償還	賞与より償還
500万円	204回	20,428円	40,856円
1,000万円		40,856円	81,712円
1,500万円		61,284円	122,568円
1,800万円		73,541円	147,082円

毎月元利均等償還の場合

償還回数	毎月給与より償還
360回	16,686円
	33,372円
	50,058円
	60,069円

※例は、倍率方式のものです。元本分割方式については、お問い合わせください。

○自宅のリフォームや修繕に要する費用が、普通貸付の限度額以内であれば、住宅貸付の対象となる費用を、普通貸付で借りることができます。

利用例：外壁の塗装、屋根の修繕、洗面台の交換など

お問い合わせは 共済組合福祉経理課 貸付担当 TEL 088-621-3534 まで

令和8年3月31日現在の「共済貯金残高通知書」を送付します

「共済貯金残高通知書」は再発行しませんので、大切に保管してください。

共済貯金に加入している皆様へ「共済貯金残高通知書」を、4月下旬に所属所を通じてお送りします。残高通知書では、令和7年10月1日から令和8年3月31日(付利日)までの、半年間の積立・払戻明細、利息、残高等が確認いただけます。この残高通知書は、共済貯金加入者全員を対象としているため、積み立てをしていない方にも送付しています。

● 令和8年4月送付 共済貯金残高通知書のイメージ

様式第8号 **共済貯金残高通知書**
 共済貯金の残高は、次のとおりとなりますので、ご確認ください。

徳島県市町 〇〇市役所
 氏名 〇〇市役所
 令和7年10月1日～令和8年3月31日の利息です。

利子所得税です。税率は、国税 15.315% (復興特別税0.315%含む。) 県税 5%となります。

税区分	8. 3.31	の残高 円	=	7. 10. 1	の残高 円	+	差引積立額	円	+	税込利息額	円	-	所得税額	円
課税	21,904,710			20,201,741			1,610,000			116,670			23,701	

期初残高です。

決算日	利率 (%)	税率 (%)	非課税限度額 (万円)
8. 3. 31	1.1% (年)	20.315	

現在共済組合に登録されているあなたの振込先は次のとおりです。

銀行名	〇〇銀行		
支店名	〇〇支店		
預金種目	普通預金	口座番号	1234***
名義人	キヨウサイ、タロウ		

払戻し、解約時の送金先となりますので、ご確認ください。

日付	種別	金額 (円)	日付	種別	金額 (円)
7.10.31	定例積立	10,000			
7.11.18	臨時積立	1,000,000			
7.11.30	定例積立	10,000			
7.12.31	定例積立	10,000			
7.12.31	賞与積立	50,000			
8. 1.16	臨時積立	1,000,000			
8. 1.31	定例積立	10,000			
8. 2.13	一部払戻	-500,000			
8. 2.28	定例積立	10,000			
8. 3.31	定例積立	10,000			

令和7年10月1日～令和8年3月31日の間の積立・払戻明細です。

(※初期の一部払戻が積立額よりも多い場合は、差引積立額がマイナスとなります。)

● 共済貯金の利息の計算方法(例)

上の「共済貯金残高通知書」を例に、令和8年3月31日(付利日)に元金に組み入れる利息及び残高の計算方法を説明します。

Step 1 「積立・払戻等明細」欄の各行ごとに、3月31日現在の積立額(A)と積数合計(B)を求めます。

日付 (付利開始日※1)	種別	金額	付利日(R8.3.31) までの日数	積数
R7.10. 1	期初残高※2	20,201,741円	× 182日	= 3,676,716,862
R7.10.31	定例積立	10,000円	× 152日	= 1,520,000
R7.11.18	臨時積立	1,000,000円	× 134日	= 134,000,000
R7.11.30	定例積立	10,000円	× 122日	= 1,220,000
R7.12.31	定例積立	10,000円	× 91日	= 910,000
R7.12.31	賞与積立	50,000円	× 91日	= 4,550,000
R8. 1.16	臨時積立	1,000,000円	× 75日	= 75,000,000
R8. 1.31	定例積立	10,000円	× 60日	= 600,000
R8. 2.13	一部払戻	-500,000円	× 47日	= -23,500,000
R8. 2.28	定例積立	10,000円	× 32日	= 320,000
R8. 3.31	定例積立	10,000円	× 1日	= 10,000

積立額 **21,811,741円…(A)** 積数合計 **3,871,346,862…(B)**

※1 付利開始日は、定例・賞与積立は給料・賞与から控除した月の末日から、臨時積立は阿波銀行等で振込した日からとなります。
 ※2 期初残高は、前回付利日(令和7年9月30日)の利息組み入れ後の残高です。

Step 2 3月31日までの税込利息額(C)を求めます。(年利は、「共済貯金残高通知書」に記載の率です。)

積数合計(B) 年利 日割計算
 3,871,346,862 × 1.10% ÷ 365日 = **税込利息額 116,670円…(C)** (円未満切り捨て)

Step 3 所得税額(利子税)(D)を求めます。(マル優適用者の方でマル優申告額以内の場合は、所得税額は0円となります。)

利息額(C)	税率	税額
国税 116,670円	× 15.315%	= 17,868円(円未満切り捨て)
県税 116,670円	× 5.000%	= 5,833円(円未満切り捨て)

所得税額 **23,701円…(D)**

Step 4 利息組み入れ後の3月31日の残高は、次のようになります。

積立額(A) 税込利息額(C) 所得税額(D)
 21,811,741円 + 116,670円 - 23,701円 = **3月31日の残高 21,904,710円**



令和7年度

「共済ファミリー保険」配当金について

共済ファミリー保険の死亡・高度障害保障保険、死亡・高度障害保障保険プラス及び医療保障保険は、1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合に配当金としてお返ししております。

また、短期休職サポートご加入者のうち、保険期間中無事故の方は、保険料の20%が還付されます。

令和7年度決算の結果、ご加入の皆様へ還付する配当率及び保険金の給付状況は、次のとおりとなりました。この配当金は、去る2月27日(金)付けで組合員登録口座に送金しておりますので、ご確認ください。

令和7年度「共済ファミリー保険」配当率及び給付状況

(対象期間 令和7年1月1日～12月31日)

保険種別	配当率	保険金の給付状況	
		件数	支払保険金
死亡・高度障害保障保険	34.035%	9件	123,000,000円
死亡・高度障害保障保険プラス	42.703%	13件	49,553,000円
メディカルケアプラス	—	217件	6,520,000円
医療保障保険	37.679%	150件	9,352,000円
医療保障保険オプション制度	—	60件	3,760,000円
リビングリスク補償	—	117件	5,840,000円
短期休職サポート	—	3件	310,000円
三大疾病サポートプラン(Ⅱ型)	—	20件	30,140,000円



お問い合わせは 共済組合福祉経理課 物資担当 TEL 088-621-3557 まで

共済組合職員採用試験を実施します

共済組合では、来年度(令和9年度)採用の職員採用試験を本年秋頃実施する予定です。詳しい内容が決まり次第ご案内しますので、共済組合ホームページ(<http://www.tokushima-kyosai.jp/>)の「最新情報」でご確認ください。

職種	一般事務
採用予定人員	若干名
採用日	令和9年4月1日
勤務地	徳島市幸町3丁目55番地 自治会館 ※他団体(勤務地:東京都、徳島県内)へ派遣される場合があります。
お問い合わせ	徳島県市町村職員共済組合 総務課 Tel 088-621-3500

クロスワードクイズ

クロスワードに正解された方の中から抽選で10名様にQUOカード(千円分)をプレゼント!

クロスが解けたらA~Hを順に並べてください

1	2	3	F	4	5	6
7	H			8		
		9	10	E		
11			12		13	D
		14	A		15	G
	16			17		18
20	C			21	22	
23			24		B	

- 22 数少なくて珍しいです。
- 20 動物の体を覆い保護している組織。
- 19 去りゆくあなたへ 贈る○○○○
- 17 戦国武将、○○○○二成。
- 16 ベトナムの首都。
- 14 現体制に○○○○を翻す。
- 13 ガソリン○○○○をお願いします。
- 10 根拠がないこと。いかげんなこと。
- 8 ○○○○精舎の鐘の聲。
- 6 世界三大美人の一人。
- 5 交通○○○○で渋滞が発生する。
- 4 ○○○○危うきに近寄りすぎ。
- 3 修理に悪戦○○○○する。
- 2 紫色の野菜、○○○○。
- 1 フランスの皇帝。

○ ヲテのカギ

ヨコのカギ

- 1 せり・なすな等、春の○○○○。
- 4 害虫を○○○○する。
- 7 郵便物を○○○○に入れる。
- 8 預金を○○○○から引き出す。
- 9 暖簾に○○○○。
- 11 ○○○に短し襷に長し。
- 12 食材としての「舌」のこと。
- 13 足が痺れて感覚が○○○○する。
- 14 ○○を割って話し合う。
- 15 安全資産として○○の価格が高騰する。
- 16 明らかになること。身元が○○○○する。
- 18 8本の腕を持つ軟体動物。
- 20 「槍」と書く植物。
- 21 最後の清流とも呼ばれる、○○○○川。
- 23 思いがけないこと。○○に現れる。
- 24 山に積もった斜面の雪が急に崩れること。

応募のきまり

ハガキ又はFAX(088-621-3509)により、下記の要領で送付してください。(一人1通まで)

応募の締め切りは5月30日(必着)。解答は次回(7月発行)の「共済時報」に掲載いたします。

※抽選の結果は、当選者への発送(自宅住所あて)をもって発表に代えさせていただきます。

※個人情報の取扱いについて

ご記入いただいた個人情報は厳重に保護・管理し、賞品の抽選及び発送として活用する目的以外に使用することはありません。また、個人情報をご本人の承諾なく業務委託先以外の第三者に開示・譲渡することは一切ございません。(法令により開示・譲渡を認められた場合を除きます)

① 解答

② 所属所名

③ 組合員氏名

④ 本誌及び共済組合
事業に対する
ご意見・ご感想

郵便はがき
770-8551

徳島県徳島市幸町
3丁目55番地
徳島県
徳島市
町村職員共済組合
共済時報担当
あて

→ 前回の答え

1	ア	2	リ	3	バ	イ	4	ウ	5	サ	ギ	
6	マ	ユ	G	7	キ	8	ジ	ヨ	A	ウ		
9	ゾ	B	ウ	10	カ	11	ビ	12	ス	ソ		
	ン		13	セ	14	イ	15	カ	16	イ	ニ	D
		16	ウ	17	キ	H	ワ	18	ツ	19	ア	ー
19	ハ	デ		20	ク	21	マ	E	モ	ト		
	カ		22	プ	23	ラ	C	グ	24	リ	カ	
25	マ	ツ	チ		26	ロ	ウ	F	エ	イ		

※お一人様1枚に限ります。

※グループでのご利用の場合は人数
分割引いたします。

※カード・他の割引利用券との併用は
できません。

※ご精算の際にレストラン係員にお渡
してください。

※お一人様1枚に限ります。

※グループでのご利用の場合は人数
分割引いたします。

※カード・他の割引利用券との併用は
できません。

※ご精算の際にレストラン係員にお渡
してください。

令和8年1月発行(冬号) 夜空に舞う雪(よぞらにまうゆき)

ご応募いただきありがとうございます。

応募総数101名のうち正解された方を対象に厳正な抽選を行い、その結果、10名様にQUOカードをお贈りいたしました。

なお、お寄せいただきましたご意見等は、今後の事業及び広報活動に活かさせていただきます。

▲ホテル千秋閣10F レストラン聚楽「割引券」
詳しくは裏表紙をご覧ください。

ホテル 千秋閣

50
YEARS

日頃よりホテル千秋閣をご愛顧いただき、心より感謝申し上げます。
皆様の温かいご支援のおかげで、この度50周年を迎えることができました。
これからも皆様に快適なひとときをご提供できるよう、
より一層努めてまいりますので、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



開業50周年プラン

※年末年始・阿波踊り期間・大型連休等は除く ※価格は全て税金・サービス料込み

1泊2食付き 宿泊プラン

令和8年
9月30日 水 まで



- 阿波牛陶板焼き ● お造り
- 天麩羅 ● 茶碗蒸し ● ご飯
- 香の物 ● 汁物 ● デザート



※季節等により料理内容は変更する場合がございます。

- おひとり様 **8,000円**
- 2名様以上 おひとり様 **7,000円**



阿波会席 5,000円

令和8年
9月30日 水 まで



- 国産黒毛和牛すき鍋 ● 本鮪と鯛の昆布翁巻き ● フカヒレ春巻き
- 足赤海老と山菜の天麩羅 ● 握り寿司七貫 ● 汁物 ● 桃饅頭とケーキ

※個室ご利用の場合は7名様以上から承ります。
※季節等により料理内容は変更する場合がございます。

- 飲み放題2時間 **1,500円**
 - 単品 アルコール **550円** ソフトドリンク **400円**
- ※ノンアルコールビールは450円

令和8年度組合員特典

令和8年4月1日 水 ~ 令和9年3月31日 水 まで

宿泊

- 1泊朝食付き **6,700円**
- お部屋タイプ無料グレードアップ
※予約状況によりお断りする場合がございます。
- ペットボトル飲料おひとり様1本プレゼント
※人間ドックでのご利用は対象外です。
- チェックアウト2時間延長可能
※ご予約時にお申し出ください。



会議・宴会

- 会議室料 **30%OFF**
※一般価格との比較
- 会議室備品貸し出し無料
※マイク・演台プロジェクター・スクリーンなど
- お食事料金10名様毎に1名様無料
※お料理単価5,000円以上



レストラン

- 割引パスポートプレゼント
※期間内のランチタイム **100円OFF** ディナータイム **10%OFF**
※グループの皆様、組合員以外のお客様も割引対象です。
※レストランにて直接お渡しいたします。



組合員感謝DAY ★毎週日曜日

- 聚楽御膳 **3,000円 → 2,000円**
※繁忙期・イベント実施日などお断りする場合がございます。
※組合員以外の同伴者も2,000円でご利用できます。



誕生日ご宿泊特典 ★誕生日のご本人様

- 1泊朝食&VOD付き無料
※助成券が必要です。(徳島県市町村職員互助会会員)
※助成券がない場合は3,500円となります。
※誕生日特典のご利用は前後1ヵ月可能でございます。
※おひとり様1回限りとさせていただきます。



10F レストラン聚楽 割引券

(徳島県市町村職員共済組合員様 限定)

- ランチタイムは通常価格より **100円**
- ディナータイムは通常価格より **10%**

割引いたします。

期限/2026年9月末日

徳島市幸町3-55 ホテル千秋閣

10F レストラン聚楽 割引券

(徳島県市町村職員共済組合員様 限定)

- ランチタイムは通常価格より **100円**
- ディナータイムは通常価格より **10%**

割引いたします。

期限/2026年9月末日

徳島市幸町3-55 ホテル千秋閣

ホテル 千秋閣

- 宴会のご予約・お問い合わせ ☎088-621-3333
- レストランのご予約・お問い合わせ ☎088-621-3630
- ✉ sensyukaku@opal.nmt.ne.jp

徳島市幸町3丁目(市役所隣) ☎(088)622-9121(代)
https://www.sensyukaku.jp/ ホテル千秋閣 徳島 検索

★上記の割引券を切り取りご持参ください。